平成２２年（フ）第３５８号
盛岡市永井21地割５番地６　小笠原アパート７号、旧住所盛岡市三本柳22地割44番地１
債務者　髙橋　翔太
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３６３号
岩手県紫波郡矢巾町南矢幅第７地割482　アミ矢巾Ａ101号、住民票上の住所盛岡市青山１丁目９番７号
債務者　佐々木昭人
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３７６号
岩手県紫波郡紫波町片寄字野崎93番地１
債務者　細谷　重夫
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３９１号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子69番地30
債務者　野田頭フサ子（旧姓金田一）
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３９９号
盛岡市玉山区芋田字昼久保７番地３
債務者　千葉イホ子
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４１１号
盛岡市西青山３丁目39番45号　シティハイム一刻館Ｄ―207号
債務者　菅原　千春
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４１３号
岩手県岩手郡葛巻町田部字境の沢44番地　町有境の沢住宅１号棟
債務者　外山　幸喜
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４１４号
岩手県岩手郡葛巻町田部字境の沢44番地　町有境の沢住宅１号棟
債務者　外山　唱子
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２００号
群馬県藤岡市緑埜847番地５
債務者　根岸　裕美
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４５９号
埼玉県川越市大字的場2364番地５　加賀コーポ103号室
債務者　濱田　　顯
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８３号
埼玉県ふじみ野市東久保１丁目26番23―513号
債務者　高間　直子（旧姓嶋崎）
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４９２号
埼玉県入間市宮寺3189番地53
債務者　相田　由理（旧姓荒金）
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４９４号
埼玉県鶴ヶ島市富士見１丁目８番10―305号　ドルミ若葉
債務者　奥富　茂男
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５０５号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目22番31号　アーバンハイム204
債務者　矢野　哲史
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５０７号
埼玉県所沢市東所沢２丁目47番地の３　アネックスピア308
債務者　藤原由樹子（旧姓鮫澤）
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５０８号
埼玉県川越市霞ケ関東２丁目14番地18
債務者　島田　公明
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２４０号
埼玉県比企郡小川町大字下横田203番地
債務者　馬場　隼人
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２４３号
埼玉県東松山市大字市ノ川385番地１　サン・コーポラス東松山１―505
債務者　阿部　浩幸
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部